

第 2 部
逐 条 解 說

Chapter 10

附 則

第1節 平成5年改正法附則（原始附則）

1 施行期日（附則第1条）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成5年改正法の施行期日について、政令に定める旨規定した。具体的には、政令（平成6年政令第44号）により、平成6年5月1日が施行日である。

2 経過措置（附則第2条～第11条）

（経過措置）

第二条 改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によって生じた効力を妨げない。

平成5年改正法の効力を一律に遡及適用し、平成5年改正法の規定のうち改正前と同じものはそのまま適用し、改正前と異なる規定については、特別の調整規定を置くという原則を規定した。

第三条 第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 二 第二条第一項第十四号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告

若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

平成5年改正法によって新たに追加された著名表示冒用行為及び役務の誤認惹起行為について、平成5年改正法施行前から継続して行う行為については、平成5年改正法施行後であっても差止め及び損害賠償の対象としない。

第四条 新法第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条の規定は、平成三年六月十五日前行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であって同日以後に行われるもの（次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。）及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

- 一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為
- 二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為

平成2年改正法によって不正競争として位置づけられた営業秘密に係る不正行為について、当該改正法の施行前に取得された営業秘密を使用する行為等については改正後の規定が適用されないことから、平成5年改正法施行後もその規定を維持する。

第五条 新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

平成5年改正法によって新たに規定された書類提出命令については、事実上、

相手方に新たな義務を課すこととなることから、平成5年改正法施行前に提起された訴えについては、書類提出命令規定の対象としない。

第六条 第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した第二条第一項第二号又は第十四号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を継続する行為については、適用しない。

平成5年改正法によって新たに追加された著名表示冒用行為及び役務の誤認惹起行為並びにこれまで対象となっていなかった商品の誤認惹起行為について、平成5年改正法施行前から継続して行う行為については、平成5年改正法施行後であっても信用回復請求の対象としない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

平成5年改正法施行前に外国の国旗、国際機関の標章等に関して受けた使用許可については、平成5年改正法の規定に基づき許可を受けたものとみなす。

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

外国の紋章等と類似した紋章等に関して、平成5年改正法施行前に政府から使用許可を受けたものについては、かかる許可制度がなくなった後にも、引き続き使用を認める。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋

章，旗章其ノ他ノ徽章，略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し，又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，若しくは電気通信回線を通じて提供し，若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については，適用しない。

国際機関のうち，平成5年改正法によって新たに対象となった非政府間国際機関の標章を使用する行為について，平成5年改正法施行前から継続して行う行為については，平成5年改正法施行後であっても罰則の対象としない。

第十条 新法第二十一条（第二項第六号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は，この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については，適用しない。

平成5年改正法によって新たに追加された不正競争のうち，罰則の対象とされる役務の誤認惹起行為を平成5年改正法施行前から継続して行う行為については，平成5年改正法施行後であっても罰則の対象としない。

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については，なお従前の例による。

新たに訴権を与えられた外国人については，平成5年改正法施行前の行為に対する訴えを認めない。

3 不正競争防止法引用法の改正等（附則第12条）

（商標法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 （略）

4 **罰則の適用に関する経過措置（附則第13条）**

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成5年改正法施行前に行われた行為については、平成5年改正法施行により強化された罰則の対象としない。

5 **政令への委任（附則第14条）**

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第2節 平成27年改正法附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第54号）の施行期日を公布の日（平成27年7月10日）から6ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日とするものである。具体的には、政令（平成27年政令第362号）により、平成28年1月1日が施行日である。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第五条の二の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（旧法第二条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

平成27年改正法により新たに設けられた推定規定については、特に訴訟の場において相手方の攻撃防御方法に大きな変更を及ぼす等、実務に大きな影響を及ぼすものであることから、推定の前提事実である営業秘密を取得する行為が施行前にあった場合は、当該営業秘密に関する法律関係については、推定規定の対象としないこととしたものである。

（経過措置）

第三条 旧法第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利の旧法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合については、なお従前の例による。

営業秘密侵害による被害の重大性・回復困難性に鑑み、旧法が適用されることに対する侵害者の期待よりも、被害者の保護を優先させるべきであることから、施行日時点において旧法下での除斥期間（10年）が経過していないときは、改正後の規定（20年）を適用することとしたものである。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。